

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年12月定例会	
議案番号 議案名	議案第44号 指定管理者の指定について
議員名・会派名等	市民力 (山中啓之、湯浅文)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>こんにちは。市民力の湯浅文です。 議案第44号、指定管理者の指定について、市民力(山中啓之、湯浅文)を代表して反対の立場から討論いたします。</p> <p>本議案は指定管理期間が終了する松戸運動公園ほか8スポーツ施設の次期の指定管理者を指定するためのものです。指定管理者の選定結果については、議事録を遡ると多くの議員から様々な意見が噴出し、すんなりと全会一致で可決しなかった経緯が分かります。平成24年には、評価委員の構成バランスについてやスポーツ機器の利益供与とも疑われる事例などが指摘され、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、当時15名の議員が反対しています。4年後の平成28年にも大きな動きがあり、従前まで6施設と3施設を別々に運営していた形態を、これ以降9施設一括して管理することになりました。しかし、ここでも管理代行料の内訳が不十分である等、指摘をされています。複数の議員から何度も運営や評価委員のあり方について指摘をされています。指定管理者である体育協会の事務所が運動公園内にあり不適切との指摘を受け、移転したことは世間の常識に合致するようになったと評価する一方、肝心の住民へのサービスについての評価は右肩下がりです。以下、詳細について3点の反対理由を述べさせていただきます。</p> <p>1点目、評価選定方法についてです。市民の税金を用いて管理することを考えると、指定管理者の選考の手続きに関して、公正かつ十分な透明性を確保する必要があります。しかし、市はスポーツ協会へ育成・研修費として571万6千円、技術費として450万円の補助金を支出しています。元市職員が社員7人中3人と半数近くを占め、市との距離が近すぎると指摘させていただきます。指定管理者候補者審査委員会委員の構成員は、外部委員と内部委員があり、内部委員は市の職</p>

員であるため審査の公平性に疑問が残ります。そして何よりも、審議する上で最も重要ともいえる財政的な情報が少な過ぎます。

次に2点目です。1事業者のみが応募し、事実上、競争が働いていません。指定管理者の選定について、平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知によると「複数の事業者から事業計画書を提出させることが望ましい」とされています。本市では説明会に数者きても、実際に1者しか応募がありません。担当課に確認をすると「説明会に数者きたから競争が働いた」とのご答弁でしたが、客観的にみて前回は今回も一者しか応募がなかった事は十分な競争が働いているとは言えません。率直に申し上げまして、新規参入が難しい本市の現状を反省し、改善すべきです。1事業者が施設管理をしているために、結果としてほかの事業者による変化や改善も起こらず、十分な市民サービスの向上につながっていません。一般的にはマンネリ化が危惧されますが、これは指定管理者候補者審査評価表の(3)「住民サービスの向上を目指すものであること」の得点率が59%と項目のなかで一番低い点数になっていることから杞憂でないことが分かります。他の管理者によって管理されている稔台市民センターの同じ項目は得点率76%、市民交流会館では得点率90%となっており、市内の他の指定管理者と比較すると低い得点になっていることから、評価の低さが目立ちます。指定管理者制度の目的である「民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上」が充分達成できているとは到底思えません。競争の原理と市民サービスの向上は密接な関係があり、改善すべきと強く指摘します。

3点目は、指定管理料についてです。今回の事業者の提案額は4年間の合計が12億65万円であり、前回9億3000万円と比較すると2億7065万円も増額しています。総額だけでは審議できないため詳細を調べようにも必要な数字がほとんど提出されていません。人件費がどう上がっているかについて市は「指定管理者選考は、市が指定した単価ではなく、あくまで、事業者提案である」としています。しかし、八王子市の「指定管理者制度ガイドライン」では、「指定管理料は、市の要求水準を踏まえたサービス内容に対する適正な価格とする必要があることから、募集にあたっては提案上限額を積算の上設定する。」と定めています。計上する内容に関して「単価×数量」や正規職員分の人件費、手当など市が詳細に積算し上限額を設定しています。事業者からの提案額をそのまま採用してはいません。他市の事例からも学ぶべき事があります。

今回、松戸運動公園ほか8スポーツ施設の指定管理者の指定について審議するにあたり過去の議事録を読みましたが、今まで複数の議員から何度も指摘されている数々の点に関して改善したのか、という視点を抱きつつ審議しました。ですが、残念ながら納得のできるレベルではありませんでした。

議事録では問題を指摘し「今後改善するだろう」という期待を込めて

賛成した議員もいるような印象を受けました。しかし、市が期待に応える前に、住民へのサービスの低下という現状を招いているというのが、全体の審議を通しての結論です。

以上、主に

1. 審議をする上での材料、特に財政面での情報が不十分であること
2. 参加者が1者であり事実上競争性が働いているとは考えられず、前回からの改善も行われていない点
3. 指定管理料の増額について妥当性が充分確認できない点

の3点を理由に反対と致します。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。以上を持ちまして反対討論といたします。